業界団体の長 様

埼玉県知事 大野元裕(公印省略)

彩の国「新しい生活様式」安心宣言について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、 厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、特段の事情がない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけることとし、これに伴い業種別ガイドラインも廃止されることから、5月8日以降は各事業者が自主的な感染対策に取り組むこととなります。

こうした国の方針を踏まえ、本県においても、5月7日をもって、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度を終了することといたします。

業界団体の皆様には、これまでの感染防止対策の取組に心から感謝申し上げます。

つきましては、別添のチラシを活用し、貴団体の会員及び関係事業者の皆様に、 周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 送付資料 チラシ「感染防止対策のお願い」
- 2 安心宣言ホームページ
- (1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう!! https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html
- (2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当:産業労働部経済対策担当 電 話:048-830-3763 Eメール:a3710-16@pref.saitama.lg.jp



安心宣言に取り組む事業者の皆様へ

感染防止対策のお願い

- ▶ 事業者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- マスク着用の考え方が見直されるなど経済活動の正常化が 進んできております。
- また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、これまでお願いしてきた各種の制限がなくなり、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度も終了となります。
- これまでご協力いただき、ありがとうございました。※5月8日以降、「安心宣言」の貼り紙は、おはがしいただいて結構です。

埼玉県からのお願い

- 5月8日以降も、感染リスクがなくなるわけではありません。 感染拡大を防ぎ、営業活動が継続できるよう、引き続き、 効果的な換気、手洗いの手指衛生など必要な感染防止対策を お願いします。今後、感染状況によっては新たなお願いをする 場合もあります。
- 県では、国や業界団体が提供する情報を県ホームページに 随時、掲載してまいりますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせ





埼玉県産業労働部経済対策担当 048-830-3763